

議案第 4 7 号

東京都板橋区緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 6 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例

東京都板橋区緑化の推進に関する条例（昭和 5 4 年板橋区条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の 3 第 1 項第 2 号中「宅地造成等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 8 条第 1 項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 1 2 条第 1 項」に改め、「行う宅地造成」の次に「及び特定盛土等（宅地において行うもの限り、宅地を宅地以外の土地にするために行うものを除く。）」を加える。

付 則

この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和 6 年東京都条例第 3 6 号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

宅地造成等規制法の改正に伴い、所要の規定整備をする必要がある。